

中華民国の国連外交 —1960年代の中国代表権問題論争期を中心に—

山 岸 健太郎

はじめに—中国代表権問題と国際連合

1. 中華民国の安保理における姿勢—アフリカ諸国の加盟問題に対する姿勢
 - 1-1. アフリカ諸国の国連加盟勧告問題に対する姿勢 (1960-61年)
 - 1-2. アルジェリア加盟勧告問題に対する姿勢 (1962-64年)
 - 1-3. アフリカ諸国の国連加盟勧告問題に対する姿勢 (1966年以降)
2. 中華民国の安保理における姿勢—米ソが拒否権行使した問題に対する姿勢
 - 2-1. 米国 (西側諸国) の提案にソ連が拒否権行使したケース
 - 2-2. 非常任理事国の提案にソ連が拒否権行使したケース
 - 2-3. 非常任理事国の提案に米英が拒否権行使したケース
 - 2-4. 小結
3. 中華民国の総会における姿勢
 - 3-1. 総会決議案に対する態度
 - 3-2. 中華民国が反対した決議

結語.

はじめに—中国代表権問題と国際連合

第2次大戦中の軍事同盟であった連合国 (United Nations) が発展・改組されて成立した国際連合 (以下、特に必要のない限り「国連」と呼称する) は、世界中のほぼすべての独立国家が加盟をする、現存する国際機構の中で最も普遍性の高い組織となっている。この国際組織の主要機関には、すべての加盟国から構成される総会と、15カ国から構成される安全保障理事会 (以下、特に必要のない限り「安保理」と呼称) があるが、中華人民共和国は、加盟国を法的に拘束する決議¹を発する安保理の5つの常任理事国の1つとなっている。そして、安保理常任議席の「代表」が交代した唯一のケースが、1971年10月25日に「中国議席」をめぐって起きている。つまり、総会決議第二七五八号の採択である。

中国代表権問題には、一方で、中華人民共和国と中華民国という分断状

¹ 国際連合憲章第25条。

態にあるいずれの政府を正統政府として承認するのかという国家承認をめぐる問題としての側面があるが、国連においては、中華民国と中華人民共和国のいずれの政府を正統な「中国」代表と認めた上で安保理常任理事国議席を意味する中国議席に迎え入れるのかという問題を焦点に、1949年の中華人民共和国の建国以降争われてきた。

分断国家を「第2次大戦後、複数の政府が国土全域を支配する正統政府であることを宣言し、互いに対立相手を国家とは認めない状態にある」という定義に照らした場合、中華人民共和国と中華民国のケースの他にも、代表権問題を抱えた政府代表が国連の議席に座るケースが存在した。代表的なものとしては1949年から90年まで分断状態にあったドイツ連邦共和国（西ドイツ）とドイツ民主共和国（東ドイツ）のケース、そして48年から現在まで分断状態が続く大韓民国（韓国）と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）のケースを挙げることができるだろう。

ただし、中華人民共和国と中華民国の分断状態と東西ドイツ・南北朝鮮のケースを同列にして論じることはできない。特に国連における中国代表権問題は、他の分断状況のケースとは根本的に性格を異にする要素をはらんでいることに留意しなければならない。

東西ドイツは、国連憲章のいわゆる敵国条項（Enemy Clauses）²が指し示す第2次大戦中の日本を含めた他の枢軸国が1955年から翌56年に加盟を果たしたのに比べ³大幅に遅れてではあったが、73年9月18日に総会の決定によって分断状態のまま同時加盟を果たした⁴。国連への新規加盟は、「安全保障理事会の勧告」を経て「総会の決定」によって行われる⁵。つまり、

² 日本政府による「敵国」についての公式見解については、例えば、衆議院安全保障特別委員会における赤尾信敏外務省国際連合局長の答弁(1990年6月11日)を参照せよ。具体的には、日本、ドイツ、イタリア、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアとフィンランドを指す。

³ ブルガリア、フィンランド、ハンガリー、イタリアとルーマニアは1955年12月14日に、日本は56年12月18日に加盟。

⁴ 総会議決 A/RES/3050(XXVIII)。総会議事録 A/PV.2117。以下、文書番号のみを示したものはすべて国連文書である。

⁵ 国際連合憲章第4条第2項。

安保理常任理事国は加盟問題に際して安保理段階で拒否権（veto）を行使することができるが、東西ドイツの加盟問題は安保理段階を、冷戦を争うソ連と米国を含めた全理事国の満場一致によって同年6月22日に通過した⁶。また、南北朝鮮は冷戦終結後の91年9月17日に同時加盟を果たした⁷。南北で分断状態にあったが、安保理段階を無投票採択によって同年8月8日に通過している⁸。

東西ドイツの加盟が、ブランド（Willy Brandt）西ドイツ首相による東側に対しての東方外交（Ostpolitik）下で行われたという点は考慮すべきだが、対立相手を国家承認しないまま国連加盟が行われたという点では南北朝鮮のケースと同様であった。同時加盟が、対立相手が加盟「国」として同席することを意味するにも関わらずそれがおこなわれたのは、第2次大戦後に設立された国際組織の中で最も普遍性の高い国連の加盟国になることでの発言権の確保等のメリットにプライオリティが置かれたからであるが、東西ドイツと南北朝鮮の同時加盟とは、加盟までの期間に対立する政府同士が共に国連に議席を得ていなかったことを意味する。

一方、中国代表権の場合は、中華民国が1945年10月24日の国連設立当初からの原加盟国であったことが、東西ドイツ・南北朝鮮のケースとは根本的に異なっていた。さらに中華民国は、第2次大戦後の平和構想を担うべき大国の一員として、安保理常任理事国の地位を得ていた。

しかし、日中戦争終結後の1946年6月に再開された国共内戦は、49年10月1日の共産党による中華人民共和国の建国、そして中華民国政府と蒋介石の台湾への撤退という形に帰結する。中華人民共和国が、世界第3位の国土面積と世界最大の人口を擁し⁹、さらに64年の核兵器開発の成功によって地域大国としての地歩を固める一方で、中華民国が実効支

⁶ 安保理決議 S/RES/335. 安保理議事録 S/PV.1730.

⁷ 総会決議 A/RES/46/1. 総会議事録 A/46/PV.1.

⁸ S/RES/702. S/PV.3001.

⁹ 中華人民共和国の人口（香港、マカオ、台湾を含まない）は、1953年：5億9435万人、1964年：6億9458万人、1982年：10億818万人と推移する（中華人民共和国国家統計局）。

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2001c/d0404c.htm>

配する領域の人口は当初は1000万人を割り込むこととなった¹⁰。それに加えて54年12月に調印された米国との軍事同盟（華米相互防衛条約）を後ろ盾に国家防衛を行わざるを得ない状況となり、中華民国は、国連設立当初に安保理常任理事国に対して期待された「四人の警察官（Four Policemen）¹¹」の一人としての役割を果たすための能力を欠くこととなる。

中華人民共和国はその建国直後から、国連における代表権問題の解決を国際社会に訴えたが、中華民国の安保理常任理事国としての地位の変更には、本来であれば国連憲章の改正が必要となる。「大陸反攻」が国是であった中華民国が、対立する中華人民共和国の利益となる自らの地位低下を認めることはあり得ず、さらには、万が一中華人民共和国が通常の加盟を願ったとしても「安全保障理事会の勧告に基づいて、総会の決定によって行われる¹²」という国連憲章の規定によって、安保理段階で中華民国が拒否権を行使し中華人民共和国の加盟を阻止することは確実であった。

中国代表権問題は、国際連合憲章第4条第2項に則った通常の加盟方式ではなく、総会決議第二七五八号¹³の採択という異例の形で一応の決着をみた。ただし、本決議により中華民国は法的に消滅したとする解釈や、本決議が「蒋介石の代表を追放¹⁴」としているため中華民国に対しては決議されていない等の複数の解釈が存在し、明確な決着をみたとは言い難い。後に、第8・9代の中華民国総統となった李登輝が「二国論」を提唱し、

¹⁰ 中華民国の1956年の人口は937万人（中華民国センサス）。

¹¹ 滝田賢治「F.D. ルーズベルトの中国政策—第2次大戦期を中心として」（『一橋研究』、1975年12月）。安藤次男「国連安保理事会『5大国制』の起源に関わって」（『立命館国際研究』、2005年3月）。

¹² 国際連合憲章第4条第2項。

¹³ A/RES/2758 (XXVI)。

¹⁴ 国連総会決議第二七五八号第三段。'Decides to restore all its rights to the People's Republic of China and to recognize the representatives of its Government as the only legitimate representatives of China to the United Nations, and to expel forthwith the representatives of Chiang Kai-shek from the place which they unlawfully occupy at the United Nations and in all the organizations related to it.'

台湾としての国連再加盟運動を展開¹⁵したことからそれは明らかであろう。

そして、中華人民共和国の国連登場には、アフリカの年（Year of Africa）と呼ばれた1960年以降、多くのアフリカの植民地が独立を果たし、国連に大挙して加盟したことを端緒として国連、特に総会における力学が大きく変化したことと密接に関係がある。

それでは、国連が変容し、中華人民共和国を国連に招請することが時代の要請となりつつあり、その結果として総会決議第二七五八号の採択に至った1960年代から70年代にかけての時期に、安保理という国連の中枢に座っていた中華民国は、国連でどのように振舞ったのであろうか。この時期の国際政治に強い影響を与えた東西陣営の対立によるグローバル冷戦体制を国際社会における上部構造、反帝国主義・反植民地主義としての性格を有して東西いずれの軍事ブロックからも距離を置き、総会決議第二七五八号の採択の原動力となった非同盟運動を上部構造に準ずる中間構造、そして中台対立や中華人民共和国と米国・ソ連・インド・東南アジア諸国・日本等との対立といった局地的対立を基底層とした場合、あらゆるグローバルな問題が持ち込まれ、特に安保理常任理事国として直接の利害関係がない問題に対しても態度を表明しなければならなかった中華民国の国連における行動とは、具体的にどのようなものであったのか。また、中華民国の振る舞いは他の加盟国からどのようにみなされ、代表権問題論議に影響を与えたのか。近年、中国代表権問題をめぐって様々な角度から活発な研究がおこなわれている¹⁶が、それらを踏まえた上で上記のような観点から中華民国の国連外交を捉え直すことを試みる。

¹⁵ 山岸健太郎「台湾の国連再加盟問題と中国外交」（『沖繩法政研究』、2012年1月）。

¹⁶ 例えば、張紹鐸『国連中国代表権問題をめぐる国際関係（1961-1971）』（国際書院、2007年）、前田直樹「国連中国代表権をめぐる米台関係」（『広島法学』、2009年）、井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）、福田円『中国外交と台湾—「一つの中国」原則の起源』（慶應義塾大学出版会、2013年）等。

1. 中華民国の安保理における姿勢—アフリカ諸国の加盟問題に対する姿勢

1-1. アフリカ諸国の国連加盟勧告問題に対する姿勢 (1960-61年)

安保理は、「国際連合の迅速且つ有効な行動を確保するため」、「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任¹⁷⁾」を負う機関であると同時に、加盟国としての権利及び特権の行使の停止¹⁸⁾、加盟国の除名¹⁹⁾、国連非加盟国を国際司法裁判所規程の当事国にすること²⁰⁾、事務総長の任命²¹⁾等の問題に対して勧告を出すことを任務としている。

同様に、国連への新規加盟手続きは、先述の通り、国連憲章第4条第2項により、安保理の勧告に基づいて総会の決定によっておこなわれる。つまり、国連への新規加盟問題に対して、常任理事国は拒否権を行使することが可能であり、実際に加盟問題に際して拒否権の行使がなされたケースも数多く存在した。中国代表権問題が決着した1971年10月25日までに加盟問題に対して行使された拒否権はすべてソ連によるものであった²²⁾。

¹⁷⁾ 国連憲章第24条第1項。

¹⁸⁾ 国連憲章第5条。

¹⁹⁾ 国連憲章第6条。

²⁰⁾ 国連憲章第93条第2項。

²¹⁾ 国連憲章第97条。

²²⁾ 国連創設から2014年1月31日時点までの国連加盟問題に対して安保理常任理事国が拒否権行使した事例は以下の通り。1946年8月29日、ソ連がトランスヨルダン、アイルランド、ポルトガルの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/PV.57)。47年8月18日、ソ連がトランスヨルダン、アイルランド、ポルトガルの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/PV.186)。47年8月21日、ソ連がイタリア、オーストリアの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/PV.190)。47年10月1日、ソ連がフィンランド、イタリアの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/PV.206)。48年4月10日、ソ連がイタリアの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/PV.279)。48年8月18日、ソ連がセイロンの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/PV.351)。48年12月15日、ソ連がセイロンの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/PV.384)。49年4月8日、ソ連が大韓民国の加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/1305, S/PV.423)。49年9月7日、ソ連がネパールの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/1385, S/PV.439)。49年9月13日、ソ連がポルトガル、トランスヨルダン、イタリア、フィンランド、アイルランド、オーストリア、セイロンの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/1331-1337, S/PV.443)。52年2月6日、ソ連がイタリアの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/2443, S/PV.573)。52年9月19日、ソ連がリビア、日本、ベトナム、ラオス、カンボジアの加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/2483, 2754, 2758-2760, S/PV.600)。52年12月15日、ソ連が日本の加盟問題に対して単独で拒否権行使 (S/3510, S/PV.706)。⁵⁷⁾

当時安保理と総会の双方において少数派であった東側陣営を代表するソ連が、国連への加盟後に相対的に西側寄りに振舞うであろう国々の加盟を嫌った結果であると概ねみなすことができるだろう。この時期、中華民国、フランス、英国、そして米国は、加盟問題に対しての拒否権行使をおこなわなかった。

国連における決議（resolution）が採択されるには、決議の採択を目指す提案国（supporter(s））によって決議案（draft resolution）が各機関に持ち込まれ、所定の手続き・条件を経ることが必要となる。また、投票に際しての加盟国・理事国の表現方法には、賛成、反対、棄権、欠席、投票不参加等が存在し、さらには、投票に際して投票理由の説明がおこなわれる場合がある。安保理における投票行動については、特に、常任理事国による拒否権行使に注目が集まるケースが多いが、安保理に持ち込まれた問題に対する各理事国の姿勢を客観的に理解しようとする際、決議案の提案国であるか否か、具体的な投票行動、そして投票理由の説明の有無とその内容を精査することが必要不可欠であろう。

安保理の理事国議席が11であった1965年までのアフリカ諸国の加盟問題に対して、提案国に名を連ねるなどして積極的に行動したのはサブサハラ地域のアフリカ諸国（リベリア[61年]、ガーナ[62-63]、象牙海岸[64-65]）、中東・北アフリカ諸国（チュニジア[60]、アラブ連合[61-62]、モロッコ[63-64]、ヨルダン[65]）やアジア地域（セイロン[61]、マレーシア[65]）といった自らも被植民地支配を経験した非同盟運動と親和性の高い諸国であり、それに続いて、当時アフリカ諸国の独立に対して積極的姿勢を示す

年9月9日、ソ連が大韓民国、ベトナムの加盟問題に対して単独で拒否権行使（S/3884&3885, S/PV.790）。58年12月9日、ソ連が大韓民国、ベトナムの加盟問題に対して単独で拒否権行使（S/4129/Rev.1&4130/Rev.1, S/PV.843）。60年12月3日、ソ連がモーリタニアの加盟問題に対して単独で拒否権行使（S/4567/Rev.1, S/PV.911）。61年11月30日、ソ連がクウェートの加盟問題に対して単独で拒否権行使（S/5006, S/PV.985）。72年8月25日、中国がバングラデシュの加盟問題に対して単独で拒否権行使（S/10771, S/PV.1660）。75年8月11日、米国が南ベトナム、ベトナム民主共和国の加盟問題に対して単独で拒否権行使（S/11795&11796, S/PV.1836）。75年9月30日、米国が南ベトナム、ベトナム民主共和国の加盟問題に対して単独で拒否権行使（S/11832&11833, S/PV.1846）。76年6月23日、米国がアンゴラの加盟問題に対して単独で拒否権行使（S/12110, S/PV.1932）。

ケースもあった旧宗主国のフランスと英国であった(表1～6)。一方、この時期の中華民国のアフリカ諸国の加盟問題に対する姿勢は、概ね大勢に沿った目立たないものであった。中華民国は一度も提案国にはならず、また投票行動についての説明もほとんどおこなわなかった。

〔表1〕1960年のアフリカ諸国の加盟問題に対する安保理理事国の投票行動²³

決議採択日	決議番号	決議案対象国／内容	投票結果 (賛成-反対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動						
				中華民国	フランス	ソ連	国連	国米	セイロン(英連邦)	アルゼンチン(ラ米)	エクアドル(ラ米)	イタリア(西欧)	ポーランド(東欧/アジア)	チュニジア(中東)	
1960/1/26	S/RES/133 (1960)	カメルーン の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
1960/5/31	S/RES/136 (1960)	トーゴ の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/6/29	S/RES/140 (1960)	マダガスカル の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/7/5	S/RES/141 (1960)	ソマリア の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/7/7	S/RES/142 (1960)	コンゴ(オボドヴィル) の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/8/23	S/RES/147 (1960)	ダホメー の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/8/23	S/RES/148 (1960)	ニジェールの 加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/8/23	S/RES/149 (1960)	上ボルタ の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/8/23	S/RES/150 (1960)	アイボリーコースト の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/8/23	S/RES/151 (1960)	チャド の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/8/23	S/RES/152 (1960)	コンゴ(ブラザヴィル) の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/8/23	S/RES/153 (1960)	ガボン の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/8/23	S/RES/154 (1960)	中央アフリカ の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/9/28	S/RES/158 (1960)	セネガルの 加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/9/28	S/RES/159 (1960)	マリ の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1960/10/7	S/RES/160 (1960)	ナイジェリア の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※●：提案国かつ賛成、○：賛成、×：反対、△：棄権

²³ 以下の表は、各年度版国連年鑑(United Nations Yearbook)、安保理議事録等の国連公式文書を用いて作成した。なお、国名はすべて当時のものを記載した。

〔表2〕1961年のアフリカ諸国の加盟問題に対する安保理理事国の投票

決議採択日	決議番号	決議案対象国 ／内容	投票結果 (賛成-反対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動					
				中華民国	フランス	ソ連	英国	米国	セイロン(英連邦)	チリ(ラ米)	エクアドル(ラ米)	リベリア(西欧)	トルコ(東欧/アジア)	アラブ連合(中東)
1961/9/26	S/RES/165 (1961)	シエラレオネ の加盟勧告	11-0-0	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○
1961/9/26	S/RES/167 (1961)	モーリタニア の加盟勧告	9-1-1	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○	×
1961/12/14	S/RES/170 (1961)	タンガニーカ の加盟勧告	11-0-0	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●

〔表3〕1962年のアフリカ諸国の加盟問題に対する安保理理事国の投票行動

決議採択日	決議番号	決議案対象国 ／内容	投票結果 (賛成-反対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動					
				中華民国	フランス	ソ連	英国	米国	ガーナ(英連邦)	チリ(ラ米)	ベネズエラ(ラ米)	アイルランド(西欧)	ルーマニア(東欧/アジア)	アラブ連合(中東)
1962/7/26	S/RES/172 (1962)	ルワンダ の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	●	○	●	●	○	●
1962/7/26	S/RES/173 (1962)	ブルンジ の加盟勧告	11-0-0	○	●	○	○	○	●	○	●	●	○	●
1962/10/4	S/RES/176 (1962)	アルジェリア の加盟勧告	10-0-1	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1962/10/15	S/RES/177 (1962)	ウガンダ の加盟勧告	11-0-0	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●

〔表4〕1963年のアフリカ諸国の加盟問題に対する安保理理事国の投票行動

決議採択日	決議番号	決議案対象国 ／内容	投票結果 (賛成-反対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動					
				中華民国	フランス	ソ連	英国	米国	ガーナ(英連邦)	ブラジル(ラ米)	ベネズエラ(ラ米)	ノルウェー(西欧)	フィリピン(東欧/アジア)	モロッコ(中東)
1963/12/16	S/RES/184 (1963)	ザンジバル の加盟勧告	11-0-0	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○
1963/12/16	S/RES/185 (1963)	ケニア の加盟勧告	11-0-0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

〔表5〕1964年のアフリカ諸国の加盟問題に対する安保理理事国の投票行動

決議採択日	決議番号	決議案対象国／内容	投票結果 (賛成-反対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動						
				中華民国	フランス	ソ連	英国	米 国	象牙海岸(英連邦)	ブラジル(ラ米)	ポリビア(ラ米)	ノルウェー(西欧)	チェコスロバキヤ(東アジア)	モロッコ(中東)	
1964/10/9	S/RES/195 (1964)	マラウイの加盟勧告	11-0-0	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	●
1964/10/30	S/RES/197 (1964)	ザンビアの加盟勧告	11-0-0	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	●

〔表6〕1965年のアフリカ諸国の加盟問題に対する安保理理事国の投票行動

決議採択日	決議番号	決議案対象国／内容	投票結果 (賛成-反対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動						
				中華民国	フランス	ソ連	英国	米 国	象牙海岸(英連邦)	ウルグアイ(ラ米)	ポリビア(ラ米)	オランダ(西欧)	マレーシア(東アジア)	ヨルダン(中東)	
1965/3/15	S/RES/200 (1965)	ガンビアの加盟勧告	11-0-0	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	●

1-2. アルジェリア加盟勧告問題に対する姿勢 (1962-64年)

唯一、中華民国が賛成でない投票行動をとったのが、アルジェリアの加盟問題であった。1962年から71年まで中華民国の国連常任代表をつとめた劉錫 (Liu Chieh) は、アルジェリアの加盟勧告が決議採択された62年10月4日の安保理において、投票に先立ち次のように投票理由の説明をおこなった。「最近のアルジェリアで下された一連の判決と事件は、自由を愛好するすべての中国人にとって受け入れることのできないものである。よって、中国は投票を棄権する²⁴」。同年3月、アルジェリア戦争を終結させるためにド・ゴール仏大統領は、アルジェリア民族解放戦線 (FLN: Front de Liberation Nationale) と和平交渉をおこないアルジェ

²⁴ S/PV.1020, para.75.

リア独立を承認した（エヴィアン協定）。しかし、アルジェリアの独立に反対するフランスの極右民族主義者の武装地下組織であった「秘密軍事組織（Organisation de l'armee secrete）」やアルジェリア戦争でフランス側についたアルジェリア人・アルキ（Harki）をめぐってアルジェリア情勢は混乱状態にあった。中華民国が棄権の理由とした「判決（pronouncements）²⁵」と「事件（events）」とは、おそらくFLNのアルキに対するものを指したのだと思われる。

1960年から62年の間に安保理で加盟勧告が採択されたアフリカ諸国のうちアルジェリアの他の国々は、安保理で加盟勧告案が決議採択された後に中華民国と断交・中華人民共和国と国交を樹立していた²⁶。アルジェリアのみが、安保理における加盟勧告の審議（62年10月4日）に先立っ

²⁵ 中華民国の国連常任代表・劉鎔はこの時、英語で発言した。

²⁶ 以下、この時期に国連に加盟したアフリカ諸国の安保理における加盟勧告決議採択日と中華人民共和国との国交樹立日。なお、中華民国と中華人民共和国の間で複数回承認を切り替えた国があるが、中華民国から中華人民共和国に承認を切り替えた第1回目の年月日を記載した。[1960年加盟]カメルーン：1960年1月26日に安保理で加盟勧告決議が採択、1971年3月26日に中華人民共和国と国交樹立。トーゴ：60年5月31日安保理、72年9月19日国交樹立。マダガスカル：60年6月29日安保理、72年11月6日国交樹立。ソマリア：60年7月5日安保理、60年12月14日国交樹立。コンゴ（レオポルドヴィル）：60年7月7日安保理、61年2月20日国交樹立。ダホメー：60年8月23日安保理、64年11月12日国交樹立。ニジェール：60年8月23日安保理、74年7月20日国交樹立。上ボルタ：60年8月23日安保理、72年9月19日国交樹立。アイボリーコースト：60年8月23日安保理、83年3月2日国交樹立。チャド：60年8月23日安保理、2006年8月26日国交樹立。コンゴ（ブラザヴィル）：60年8月23日安保理、64年2月22日国交樹立。ガボン：60年8月23日安保理、74年4月20日国交樹立。中央アフリカ：60年8月23日安保理、64年9月29日国交樹立。セネガル：60年9月28日安保理、71年12月7日国交樹立。マリ：60年9月28日安保理、60年10月25日国交樹立。ナイジェリア：60年10月7日安保理、71年2月10日国交樹立。[1961年]シエラレオネ：61年9月26日安保理、71年7月29日国交樹立。モーリタニア：61年9月26日安保理、65年7月19日国交樹立。タンガニーカ：61年12月14日安保理、64年4月26日国交樹立。[1962年]ルワンダ：62年7月26日安保理、71年11月12日国交樹立。ブルンジ：62年7月26日安保理、63年12月21日国交樹立。アルジェリア：62年10月4日安保理、58年12月20日国交樹立。ウガンダ：62年10月15日安保理、62年10月18日国交樹立。[1963年]ケニア：63年12月16日安保理、63年12月14日国交樹立。[1964年]マラウィ：64年10月9日安保理、2007年12月28日国交樹立。ザンビア：64年10月30日安保理、64年10月29日国交樹立。[1965年]ガンビア：65年3月15日安保理、74年12月28日国交樹立。

て中華人民共和国と国交を樹立 (58年12月20日) していた中華人民共和国承認国家であったことが中華民国の棄権の理由であったと推察できる。また、60年代を通じてアフリカ諸国加盟問題の提案国にならなかったソ連と米国が、アルジェリア加盟勧告案の共同提案国に名を連ねていたことも異例であった (表3)。ソ連は61年11月30日、モンゴルの国連加盟問題に関連していたモーリタニアの国連加盟勧告決議案に対して拒否権を行使した²⁷。モーリタニアの加盟問題で対立した米ソであったが (表7)、アルジェリア加盟問題では共同提案国になったのみならず、共にアルジェリア加盟を支持する演説をおこなった²⁸。アフリカ出身の理事国であるガーナ、アラブ連合、そしてフランスにとどまらない他のすべての理事国が加盟勧告決議案に賛成する中で、中華民国のとった行動は他の理事国と問題意識を共有しない、異質なものであった。

〔表7〕モーリタニアの加盟勧告決議案に対する安保理理事国の投票行動

決議案 審議日	決議番号	決議案対象国 ／内容	投票結果 (賛成-反 対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動					
				中 華 民 国	フ ラ ン ス	ソ 連	英 国	米 国	セイロン (英連邦)	アルゼンチン (ラ米)	エクアドル (ラ米)	イタリア (西欧)	ポーランド (東欧/アジア)	チュニジア (中東)
1960/12/3	S/4567 /Rev.1	モーリタニア の加盟勧告	8-2-1	○	●	×	○	○	△	○	○	○	×	●

※●：提案国かつ賛成、○：賛成、×：反対、△：棄権

アルジェリア加盟問題において拒否権の行使ではなく棄権という行動を選択した中華民国は、その後、中華人民共和国を承認するアフリカ諸国の加盟問題に際してより「温厚な」姿勢をとるようになる。他の加盟問題とは異なり、アルジェリア加盟勧告決議案については中華民国を除いた、ソ

²⁷ S/4567/Rev.1, S/PV.911. モーリタニアとモンゴルの加盟問題については、張紹鐸『国連中国代表権問題をめぐる国際関係(1961-1971)』(国際書院、2007年)、43-44頁、また、前田直樹「国連中国代表権をめぐる米台関係」(『広島法学』、2009年)、110頁に詳しい。

²⁸ ソ連代表の演説は、S/PV.1020, paras.5-16. 米国代表の演説は、paras.57-64.

連と米国を含むすべての理事国が提案国となった。1961年までは複数の加盟問題に対して拒否権行使を繰り返してきたソ連が、62年以降は拒否権行使をおこなわなくなったという姿勢の変化が、中華民国の姿勢に影響を与えたのだと考えられる。

アルジェリア加盟問題に対する中華民国の姿勢や投票行動に対して、62年10月4日の安保理では他の理事国から表立った非難の声が投げかけられることはなかった。そしてその後の安保理において、中華人民共和国承認国であったケニア（63年12月16日）、そしてザンビア（64年10月30日）の加盟勧告問題が論じられた際、中華民国は両国の加盟に対して賛意を述べ²⁹、共に賛成票を投じ、アルジェリアのケースとは異なる姿勢を示すことになる。

1-3. アフリカ諸国の国連加盟勧告問題に対する姿勢（1966年以降）

国連憲章は現在（2014年1月）までに3回改正されている。初の改正は、1963年に決定された第23条の改正、つまり安保理議席拡大³⁰についてであった。59年までのアフリカ地域の加盟国は10カ国³¹であったが、アフリカの年と呼ばれた1960年から63年にかけて24カ国³²が加盟を果たすこととなる。66年から、安保理の非常任理事国議席は従来の6から10に拡大されたが、アフリカ地域の加盟国の増加の反映が、非常任理事国議席3の割り当てに繋がることになった。

²⁹ S/PV.1084, paras.100-104. ザンビア加盟問題については、S/PV.1161, paras.87-91.

³⁰ 総会決議第一九九一号（A/RES/1991(XVIII)）により国連憲章が改正され、安保理の非常任理事国が1966年から拡大されることが決定された（1963年12月17日）。1965年以前はアフリカ諸国に理事国議席は割り当てられておらず、北アフリカの加盟国が中東議席（議席数1）、または英連邦議席（同1）を得ることでしか安保理に参加することはできなかった。

³¹ 1959年までのアフリカ地域の加盟国は、[原加盟国]エジプト、エチオピア、リベリア、南アフリカ共和国、[1955年]リビア、[56年]スーダン、チュニジア、モロッコ、[57年]ガーナ、[58年]ギニア。

³² [1960年]ガボン、カメルーン、コートジボワール、コンゴ、コンゴ民主、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、セネガル、マリ、ナイジェリア、[61年]モーリタニア、タンザニア、シエラレオネ、[62年]ウガンダ、アルジェリア、ブルンジ、ルワンダ、[63年]ケニア。

また、総会決議第二七五八号として採択された決議案³⁴の提案国となったアフリカ諸国の中で1961年から65年の間に安保理理事国をつとめた国はなかった。ただし、66年の安保理拡大から71年までは同決議案の提案国が必ず安保理議席を得るようになる。中華民国にとっての国連における権力の唯一の源泉であった安保理常任理事国としての地位であるが、66年以降は相対的に低下したといえるだろう（表10）。

〔表10〕アフリカ地域出身の安保理理事国³⁵（1961-71）

1961	リベリア（西欧その他 ³⁶ ）、アラブ連合 ³⁷ （中東）
1962	ガーナ（英連邦）、アラブ連合（中東）
1963	ガーナ（英連邦）、モロッコ（中東）
1964	コートジボワール（英連邦）、モロッコ（中東）
1965	コートジボワール（英連邦）
1966	ナイジェリア、マリ、ウガンダ
1967	エチオピア、ナイジェリア、マリ
1968	アルジェリア、エチオピア、セネガル
1969	アルジェリア、セネガル、ザンビア
1970	ブルンジ、シエラレオネ、ザンビア
1971	ブルンジ、シエラレオネ、ソマリア

※四角で囲った国名は、1971年のアルバニア決議案提案国であることを示す。

2. 中華民国の安保理における姿勢—米ソが拒否権行使した問題に対する姿勢

2-1. 米国（西側諸国）の提案にソ連が拒否権行使したケース

1965年までの安保理の非常任6議席の構成は、西欧諸国に対して1議席、英連邦諸国（Commonwealth）に1、ラテンアメリカ諸国に2、一年交代の東欧／アジア議席に1、そして中東議席が1であり、西欧・英連邦・ラテンアメリカの4議席は、米国を中心とする西側諸国と同調するこ

³⁴ A/L.630 and Corr.1 & Add.1&2.

³⁵ 国連憲章第18条第2項。

³⁶ リベリアは、西欧その他の枠で理事国に就任した。

³⁷ アラブ連合共和国（United Arab Republic）は、1958年2月1日、エジプト共和国とシリア共和国が連合して建国された国家。61年9月28日、シリアが連合を脱退、連合は解消される。アラブ連合をアフリカ地域の国家とすることは厳密には問題があるが、アラブ連合におけるエジプトの影響力の強さを考慮し、本表に記載した。

とが多かったため、安保理の議事は西側有利／東側不利に進むことが多かった。そして、66年の拡大によってアフリカ諸国に3、アジア諸国に2議席が割り当てられ、問題によってはラテンアメリカ諸国2議席もA・A諸国に同調するケースが増加し、非同盟運動の影響力が相対的に増大することになった。

1960年代を通じて、最も多く拒否権を行使したのはソ連であり、米国と英国の拒否権行使は相対的に少なかった。中華民国とフランスは1度も拒否権行使をおこなわなかった(表11)。

〔表11〕安保理常任理事国の拒否権行使回数(1961-70年)

	中華民国	フランス	ソ連	英国	米国
1961	0	0	1	0	0
1962	0	0	1	0	0
1963	0	0	1	1	0
1964	0	0	2	0	0
1965	0	0	0	0	0
1966	0	0	1	0	0
1967	0	0	0	0	0
1968	0	0	1	0	0
1969	0	0	0	0	0
1970	0	0	0	2	1

冷戦状況の反映として、米国を含む西側諸国の提案に対してソ連が拒否権行使するケースが複数存在した(表12～14)。紙幅の関係でそれらの決議案の内容や決議案が提出された背景についての説明を省略するが、それぞれの決議案が、西側諸国にとって有利であるような内容を含んでいたということができる。

中華民国は、米国(英国)が主導し、ソ連が拒否権行使したこれらの決議案に対して、提案国になることはなかったが、すべてに対して賛成票を投じた。そして、これらの決議案について論じられた安保理の会議において、投票理由の説明をおこなうことはなかった³⁸。

〔表 12〕 米国（西側諸国）の提案にソ連が拒否権行使したケース（1963年）³⁹

安保理 開催日	決議案番号	決議案対象国 ／内容	投票結果 (賛成-反対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動					
				中華民国	フランス	ソ連	英国	米国	ガーナ(英連邦)	ブラジル(ラ米)	ベネズエラ(ラ米)	ノルウエー(西欧)	フィリピン(東アジア)	モロッコ(中東)
1963/9/3	S/5407	パレスチナ /イスラエル人 殺害を非難	8-2-1	○	○	×	●	●	○	○	△	○	○	×

〔表 13〕 米国（西側諸国）の提案にソ連が拒否権行使したケース（1964年）

安保理 開催日	決議案番号	決議案対象国 ／内容	投票結果 (賛成-反対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動					
				中華民国	フランス	ソ連	英国	米国	象牙海岸(英連邦)	ブラジル(ラ米)	ポリビア(ラ米)	ノルウエー(西欧)	チェコスロバキア(東アジア)	モロッコ(中東)
1964/10/9	S/6113	イスラエル・シリア /両国に合同停戦委員会へ 協力要請	8-3-0	○	○	×	●	●	○	○	○	○	×	×

〔表 14〕 米国（西側諸国）の提案にソ連が拒否権行使したケース（1968年）

安保理 開催日	決議案番号	決議案対象国 ／内容	投票結果 (賛成-反対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動									
				中華民国	フランス	ソ連	英国	米国	アルジェリア	エチオピア	セネガル	インド	パキスタン	ハンガリー	ブラジル	パラグアイ	カナダ	デンマーク
1968/8 /22-23	S/8761	フルシャワ条約軍 のチェコスロバキア 内政干渉非難	10-2-3	○	●	×	●	●	△	○	○	△	△	×	●	○	●	●

³⁸1963年9月3日、決議案S/5407がソ連の拒否権行使によって否決された会議（安保理議事録S/PV.1063）。64年10月9日、決議案S/6113がソ連の拒否権行使によって否決された会議（安保理議事録S/PV.1182）。68年8月22～23日、決議案S/8761がソ連の拒否権行使によって否決された会議（安保理議事録S/PV.1443）。

³⁹以下、決議の「内容」については、河辺一郎編『国連総会・安保理投票記録—国際問題と各国の外交姿勢』の各年度版を参考にした。

2-2. 非常任理事国の提案にソ連が拒否権行使したケース

安保理が拡大した1966年の11月4日の安保理において、ナイジェリア、ウガンダ、日本、アルゼンチン、オランダ、そしてニュージーランドの非常任理事国6カ国が提案国となり、イスラエルとシリアに対して「合同停戦委員会へ協力要請」を求める内容の決議案が提出された。米国・英国・フランスが賛成したものの、ソ連が反対（拒否権行使）したことから決議案は否決されたが、中華民国は棄権し、投票理由の説明をおこなうことはなかった⁴⁰（表15）。

〔表15〕 非常任理事国の提案にソ連が拒否権行使したケース（1966年）

安保理開催日	決議案番号	決議案対象国/内容	投票結果 (賛成 -反対 -棄権)	常任理事国の投票行動						非常任理事国の投票行動								
				中華民国	フランス	ソ連	英国	米国	マリ	ナイジェリア	ウガンダ	日本	ヨルダン	ブルガリア	アルゼンチン	ウルグアイ	オランダ	ニュージーランド
1966/11/4	S/7575/Rev.1	イスラエル・シリア/両国に合同停戦委員会へ協力要請	10-4-1	△	○	×	○	○	×	●	●	●	×	×	●	○	●	●

2-3. 非常任理事国の提案に米英が拒否権行使したケース

1960年代に3回、非常任理事国が提案国となった決議案に対して英国(米国)が拒否権行使をするケースがあった。すべてが南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に関連する内容であり、南アフリカ共和国と南ア情勢に影響力を行っていた英国に対する要求を含んだ、特にアフリカ・アジア諸国が主導した決議案であったが、中華民国はすべてに対して賛成票を投じた（表16・17）。

決議案 S/5425/Rev.1 が否決された1963年9月13日の会議、また、決議案 S/9976 が否決された70年11月10日の会議において、中華民国は投票理由の説明をおこなわなかった⁴¹。

⁴⁰ 1966年11月4日、決議案 S/7575/Rev.1 がソ連の拒否権行使によって否決された会議（安保理議事録 S/PV.1319）。

⁴¹ 1963年9月13日の会議の議事録 S/PV.1069、70年11月10日の会議の議事録 S/PV.1556。

ただし、1970年3月17日、アフリカ・アジア諸国が提案国となった決議案S/9696 & Corr.1 & 2の投票に際して、中華民国の代表は次のように発言をおこなう。「不法なイアン・スミスの政権が国際社会から隔離されなければならないとするのが安保理の全理事国の合意となっている」、「ただし、決議案の第5、8、そして9段落は分割投票されるべきである⁴²」。同決議案の第5段落は英国に対する要求⁴³を、第8段落⁴⁴と第9段落⁴⁵はそれぞれ南アフリカとポルトガルに対する要求を含む箇所であった。この分割投票の要請は、安保理のみならず総会を含む国連の機関において決議採択がなされる際に度々求められる手法である。つまり、ある加盟国にとって問題のある箇所を分割投票にかけることで当該箇所を修正、または削除することができたならば、その決議案は当該国にとって受け入れやすいものとなる。中華民国の提案した分割投票は、決議案の内容を「弱める」効果を期待してのものに他ならなかった。結局、段落8⁴⁶と9⁴⁷がそれぞれ投票に付され、決議案から削除されることになり、その直後におこなわれた決議案全体に対する投票において、英国と米国が拒否権を行使

⁴² S/PV.1534, paras.180-184.

⁴³ "Condemns the persistent refusal of the Government of the United Kingdom, as the administering Power, to use force to bring an end to the rebellion in Southern Rhodesia and enable the people of Zimbabwe to exercise their right to self-determination and independence in accordance with General Assembly resolution 1514 (XV);"

⁴⁴ "Condemns the assistance given by the Governments of Portugal and South Africa and by other imperialist Powers to the illegal racist minority regime in defiance of resolutions of the Security Council and demands the immediate withdrawal of the troops of the South African aggressors from the territory of Zimbabwe;"

⁴⁵ "Decides that Member States and members of the specialized agencies shall apply against the Republic of South Africa and Portugal the measures set out in resolution 253 (1963) and in the present resolution;"

⁴⁶ 投票結果は、賛成7（ブルンジ、ネパール、ポーランド、シエラレオネ、シリア、ソ連、ザンビア）、反対0、棄権8（中華民国、コロンビア、フィンランド、フランス、ニカラグア、スペイン、英国、米国）。拒否権の行使はなかったものの9理事国以上の賛成票が必要のため否決。S/PV.1534, para.205.

⁴⁷ 投票結果は、賛成7（ブルンジ、ネパール、ポーランド、シエラレオネ、シリア、ソ連、ザンビア）、反対0、棄権8（中華民国、コロンビア、フィンランド、フランス、ニカラグア、スペイン、英国、米国）で否決。S/PV.1534, para.206.

して決議案は否決された。

中華民国の分割投票の要請が、段落5の対象とされた英国、そして段落8と9の対象国となった南アフリカとポルトガルのどの加盟国に配慮したものであるかはわからない。いずれにせよ、この時中華民国は、反植民地・反人種差別を強く要求するアフリカ・アジア諸国の側にはなく、アフリカ地域最大の中華民国承認国であった南アフリカ共和国⁴⁸の側に立ったといえるであろう。

〔表 16〕 非常任理事国の提案に英国が拒否権行使したケース (1963 年)

安保理 開催日	決議案番号	決議案対象国 / 内容	投票結果 (賛成-反 対-棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動						
				中華 民国	フラン ス	ソ連	英 国	米 国	ガーナ (英連邦)	ブラジ ル (ラ米)	ベネズ エラ (ラ米)	ノルウ ェー (西 欧)	フィリ ピン(東 欧/アジア)	モロッ コ (中東)	
1963/9/13	S/5425 /Rev. 1	南アフリカ/英国に 民主政権樹立まで主権 委譲せぬよう促す	8-1-2	○	△	○	×	△	●	○	○	○	○	●	●

〔表 17〕 非常任理事国の提案に英国 (米国) が拒否権行使したケース (1970 年)

安保理 開催日	決議案番号	決議案対象国 / 内容	投票結果 (賛成 -反対 -棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動									
				中 華 民 国	フ ラ ン ス	ソ 連	英 国	米 国	ブル ンジ	シ エ ラ レ オ ネ	ザ ン ビ ア	ネ パ ール	シ リ ア	ボ ー ラ ン ド	コ ロ ン ビ ア	ニ カ ラ グ ア	フ ィ ン ラ ン ド	ス ペ ィ ン
1970/3/17	S/9696 & Corr. 1 & 2	南ローデシア・英国 /南ア共和国宣言 非難、英国非難	9-2-4	○	△	○	×	×	●	●	●	●	●	○	△	△	△	○
1970/11/10	S/9976	英国/非多数教派 政権へ権立付与 しないよう要請	12-1-2	○	△	○	×	△	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○

⁴⁸ 南アフリカ共和国が、中華民国と断交し、中華人民共和国と国交を樹立したのは1998年1月1日のことであった。

2-4. 小結

アフリカ諸国の加盟問題（本稿第1章）を含めた、安保理に持ち込まれた問題に対する中華民国の姿勢は、総じて消極的なものであった。本章では、特に拒否権が行使された問題を扱ったが、中華民国が議論に積極的に関与することは少なく、また、発言の内容も大勢に影響を与えないものに終始した。また、決議案の提案行動もほとんどおこなわなかった。

安保理における中華民国は、1961年から65年にかけての西側諸国が優勢であった期間には、概ね西側寄りの投票行動を選択した（表12・13）。そして、66年の安保理拡大以降は非同盟諸国に近い投票行動もとるようになる（表16・17）。

ただし、1966年以降の中華民国が戦略を変更したと断ずることはできない。70年3月17日に議論された決議案S/9696 & Corr.1 & 2の投票に際して、非同盟諸国の側ではなく英国・米国・南アフリカ共和国寄りの姿勢を示したからだけではない。

1969年12月22日の安保理において、当時はまだポルトガルからの独立を果たしていなかったギニアビサウで展開されていた独立運動への介入・侵攻問題に関して、ポルトガルに対して侵略の中止を要請する決議案⁴⁹が論じられた。決議案の提案国には、アルジェリア、エチオピア、セネガル、インド、そしてパキスタンのアフリカ・アジア地域の非常任理事国すべてが名を連ねた。この決議案は常任理事国の拒否権行使にあうことなく採択された（表18）が、この時棄権という選択をした中華民国の代表（劉鏞）は、次のように投票理由の説明をおこなった。「周知のように中国の建国の父、孫逸仙（※[筆者註]孫文）は反植民地主義を信念としていた。我々は植民地の人々を支持する…（中略）…議会（※[筆者註]安保理）は、明確な非難という形ではなく植民地問題としてこの問題を扱うべきである⁵⁰」。喫緊の問題に対する緊急の対応を各理事国が論じる中で、中華民国が展開した原則論は異質なものであった。そして、中華民国

⁴⁹ S/9574.

⁵⁰ S/PV.1526, paras.45-47.

のこの発言は他の理事国から顧みられることはなかった。

ギニアビサウで独立運動を展開した「ギニア・カーボベルデ独立アフリカ党 (PAIGC : Partido Africano da Independencia da Guine e Cabo Verde)」は、マルクス主義を標榜し、ソ連やキューバから軍事援助を受けていた。中華民国は、棄権の理由として PAIGC を挙げなかったが、背景には PAIGC の存在があったと考えられるだろう。

1966 年以降の安保理における中華民国は、表面的には非同盟運動寄りの姿勢にシフトしたようにも見える。しかし、「反共」が国是であった中華民国は、この時、アフリカ・アジアの理事国の理念であった「反植民地主義」よりも反共にプライオリティを置いた姿勢を示したともいえるのである。

〔表 18〕 安保理決議 S/RES/275 に対する理事国の投票行動 (1969/12/22)

決議採択日	決議番号	決議案対象国 / 内容	投票結果 (賛成 - 反対 - 棄権)	常任理事国の投票行動					非常任理事国の投票行動									
				中 国	米 国	英 国	ソ 連	法 国	アルジェリア	エチオピア	セネガル	インド	バキスタン	ハンガリー	ブラジル	パラグアイ	カナダ	デンマーク
1969/12/22	S/RES/275	ポルトガル ギニアビサウ使 断中止要請	9-0-6	△	△	○	△	△	●	●	●	●	●	○	△	○	○	△

3. 中華民国の総会における姿勢

3-1. 総会決議案に対する態度

すべての国連加盟国が参加をする総会であるが、安保理決議が加盟国に対して拘束力を有するのに対して、総会決議には勧告的効力しかない。しかし、重要問題 (important questions) を除く他の決議が単純多数決によって採択⁵¹される等、現在も、主要国首脳会議 (G8) や G20 といった会議に参加し得ない途上国や中小国にとっては掛け替えのない発言・意思表示の場となっている。

その途上国を中心とした非同盟諸国の力が総会において増大したのが、

⁵¹ 国連憲章第 18 条第 3 項。

中国代表権問題がより活発に議論されるようになり、また、アフリカの年とも呼ばれる1960年以降の10年間であった。当時の国際社会を規定していた東西陣営による冷戦体制のアンチテーゼとして、非同盟諸国は総会をはじめとする国連の各機関で主張を強めることになる。植民地独立付与宣言⁵²（60年12月14日）、南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に対する制裁⁵³（62年11月6日）、安保理議席の拡大（63年12月17日）、国際人権規約の採択⁵⁴（66年12月16日）等の後の国際社会に大きな影響を与えた総会決議が数多く採択されたのもこの時期であった。中国代表権問題に決着をもたらした総会決議第二七五八号の採択（71年10月25日）、そして74年4月に開催された第6回特別総会における鄧小平による「3つの世界論」演説⁵⁵もこの一連の流れの中にあるといえるだろう。

1961年に開催された第16回総会において最も活発に提案活動をおこなったのは、ンクルマ（Kwame Nkrumah）が大統領をつとめるガーナであった。続いてナーセル（Gamal Abdel Nasser）首相のアラブ連合（3位）、ネルー（Jawaharlal Nehru）首相のインド（4位）、スカルノ（Sukarno）大統領のインドネシア（8位）等のアジア・アフリカ地域の非同盟諸国が積極的に提案活動をおこなっている。決議案の提案活動を主導している様子が読み取れるだろう。そして、これらの国は総じて賛成率が高く、反対率は低い（表19）。

また、第20回総会（1965年）と第25回総会（70年）の主要国の総会決議に対する姿勢を示した（表20・21）。時間が経過していくにつれて加盟国の提案・賛成・反対・棄権の回数に変動はあるものの、概ね非同盟諸国が提案活動を主導し、東西陣営はそれらに従属的に対応している様子が読み取れる。

⁵² A/RES/1514 (XV)

⁵³ A/RES/1761 (XVII)

⁵⁴ A/RES/2200 (XXI) A

⁵⁵ A/PV.2209.

〔表19〕 主要国の総会決議提案（・賛成・反対・棄権）回数〔第16回総会、1961年〕⁵⁶

順位	国名	提案回数	賛成回数	反対回数	棄権回数
1	ガーナ	48	21	1	6
2	リベリア	37	26	0	2
3	アラブ連合	36	16	2	9
4	インド	35	20	1	7
5	エチオピア	31	22	1	5
6	ナイジェリア	30	23	0	5
7	チュニジア	29	23	1	4
8	パキスタン	28	24	0	4
	インドネシア	28	20	2	6
10	セイロン	27	22	2	3
	ギニア	27	19	3	6
	モロッコ	27	18	2	6
20	ユーゴスラビア	20	20	2	6
29	デンマーク	17	23	2	3
	米国	17	20	3	5
35	日本	14	23	0	5
52	英国	10	18	3	6
73	フランス	6	9	7	9
81	ソ連	4	13	11	4
90	中華民国	2	16	2	10
98	イスラエル	1	20	0	8
	南アフリカ	1	8	7	11
104	ポルトガル	0	5	6	4

※加盟国 104、決議数 95、記録投票で採択された決議 28 のうち

⁵⁶ 河辺一郎編『国連総会・安保理投票記録—国際問題と各国の外交姿勢 1961年 第16回総会』、44-49頁から作成。

〔表20〕 主要国の総会決議提案（・賛成・反対・棄権）回数〔第20回総会、1965年〕⁵⁷

順位	国名	提案回数	賛成回数	反対回数	棄権回数
1	ナイジェリア	54	25	1	1
2	アルジェリア	47	20	3	5
3	インド	43	26	1	1
4	アラブ連合	42	24	2	2
	ギニア	42	21	2	5
6	ガーナ	40	24	1	3
	タンザニア	40	18	2	2
8	マリ	36	22	2	2
	ザンビア	36	20	1	2
10	モロッコ	35	24	2	2
18	ユーゴスラビア	31	24	2	2
49	スウェーデン	17	16	3	9
58	カナダ	15	17	5	6
66	日本	12	20	1	7
69	フランス	10	4	3	21
	英国	10	12	5	9
	米国	10	13	7	8
107	ソ連	1	20	4	4
	イスラエル	1	22	2	3
112	中華民国	0	21	1	5
	ポルトガル	0	6	9	11
	南アフリカ	0	5	8	9

※加盟国 113、決議数 97、記録投票で採択された決議 28 のうち

⁵⁷ 河辺一郎編『国連総会・安保理投票記録—国際問題と各国の外交姿勢 1964・65年 第19・20回総会』、50-55頁から作成。

〔表21〕 主要国の総会決議提案（・賛成・反対・棄権）回数〔第25回総会、1970年〕⁵⁸

順位	国名	提案回数	賛成回数	反対回数	棄権回数
1	ユーゴスラビア	56	36	4	0
2	インド	55	35	2	3
3	パキスタン	50	30	2	2
4	ナイジェリア	46	34	4	2
5	ザンビア	42	33	4	1
6	マリ	41	36	3	0
7	ガーナ	39	33	1	5
8	フィリピン	38	37	0	0
9	モロッコ	37	35	2	3
10	アフガニスタン	36	31	2	3
13	インドネシア	32	36	1	2
15	カナダ	31	22	4	14
22	スウェーデン	27	22	2	16
23	日本	26	29	0	11
52	米国	17	17	12	11
58	英国	15	16	19	13
68	フランス	14	15	5	19
104	ソ連	6	27	6	7
122	中華民国	0	34	0	6
	イスラエル	0	32	5	3
	ポルトガル	0	10	15	11

※加盟国 127、決議数 131、記録投票で採択された決議 40 のうち

⁵⁸ 河辺一郎編『国連総会・安保理投票記録—国際問題と各国の外交姿勢 1970年 第25回総会』、44-49頁から作成。

非同盟諸国が総会決議の採択に向けて活発な姿勢を示す中、中華民国の姿勢とはどのようなものであったのだろうか。1961年の総会において、提案回数が上位10位までの11カ国の賛成回数の平均は23.1回、反対回数の平均は1.36回、棄権回数の平均は5.72回で、中華民国がとった賛成16回、反対2回、棄権10回という姿勢は、上位10位までの加盟国に比べて明らかに棄権が多く、米国・日本（5回）や英国（6回）と比較しても棄権回数が多いことが読み取れる。しかし、翌62年以降は棄権という投票行動に対して抑制的となり⁵⁹、65年と70年ともに反対・棄権という行動を極力選ばず、賛成を選択していることがわかる。65年総会の提案回数上位10カ国の平均賛成回数は22.4回、70年総会は34.0回であり、65年に21回、70年に34回賛成した中華民国は、非同盟諸国に近い投票行動を選択していることがわかる。総会決議には無投票で採択されるものもあるが、62年以降の中華民国は、投票記録がとられた決議に対しては極力賛成票を投じ、また、反対・棄権を抑制している様子が見て取れるだろう。

中華民国の総会決議に対する姿勢として特筆すべきは、決議案の提案回数少なさである。中華民国が提案国に名を連ねることは1961年の2回以降は一度も無かった。この61年の2回の提案も、1つは米英等西側諸国16カ国が共同提案国となった決議案⁶⁰であり、もう1つは64カ国が提案国となり無投票採択された決議案⁶¹に対してであった。中華民国がこれらの決議案の採択を主導したとは言い難いだろう。さらに、投票に際して投票理由の説明をおこなうこともほとんどなかった。

⁵⁹ 1961年から70年までの中華民国の総会決議に対する姿勢は次の通り。1961年(28決議中): 16-2-10(賛成-反対-棄権)、62年(13決議中): 11-0-2、63年(23決議中): 21-0-2、65年(27決議中): 21-1-5、66年(26決議中): 18-1-7、67年(29決議中): 26-1-2、68年(25決議中): 19-2-4、69年(33決議中): 27-0-6、70年(40決議中): 34-0-6。河辺一郎編『国連総会・安保理投票記録—国際問題と各国の外交姿勢』の各年度版より集計。

⁶⁰ 総会決議A/RES/1741(XVI)、「ハンガリー問題(*Question of Hungary*)」。決議案番号A/L.380。採択日1961年12月20日、投票結果は賛成49、反対17、棄権32。

⁶¹ 総会決議A/RES/1626(XVI)、「西サモアの将来(*The future of Western Samoa*)」。決議案番号A/C.4/L.694。採択日1961年10月18日。

1960年代の国連総会においては、当時の国際社会を規定した東西陣営の対立によるグローバル冷戦体制の反映としての側面よりも、60年以降に加盟を果たし、ついには多数派を構成するにいたったアジア・アフリカ等の諸国を中心とする非同盟諸国の勢力拡大の側面が色濃く現れていた。非同盟諸国は、核の傘で自らを防衛する東西両陣営に対して誠実に核軍縮を推進するように要求することになる⁶²。そして同時に、反帝国主義・反植民地主義を掲げる非同盟諸国は、中東諸国の多くは強硬に反対したものの米国・英国・フランスを含む西側諸国・ソ連を含む東側諸国の多くが賛成したため47年11月29日に可決されたパレスチナ分割決議⁶³に端を発するパレスチナ問題に関してイスラエルと米国⁶⁴に、また、植民地主義の象徴と目された南アフリカ⁶⁵やポルトガル⁶⁶に対して、問題の解決を強く要求することになった。そして60年代を通じて、非同盟諸国からの非難の対象となり続けたイスラエル、南アフリカとポルトガルが総会決議の提案国になることは極めて少なかった。中華民国の総会における投票行動は、イスラエル、南アフリカ、ポルトガルとはまったく異なる。ただし、

⁶² 例えば、1961年の総会決議 A/RES/1648(XVI)、「核実験及び核融合実験の停止の継続及びその再開を避ける各国の義務 (Continuation of suspension of nuclear and thermo-nuclear tests and obligations of States to refrain their renewal)」。原提案国はインド、二次提案国はエチオピア、ガーナ、アラブ連合、ネパール、ユーゴスラビア。投票結果は賛成71、反対20 (米英仏等の NATO 諸国、ソ連等のワルシャワ条約機構加盟国、中華民国)、棄権8。

⁶³ A/RES/181(II)。投票結果は賛成33 (米国・フランスを含む西側諸国、ソ連等の東側諸国、ラテンアメリカ・カリブ諸国)、反対13 (アフガニスタン、イエメン、イラク、イラン、シリア等の中東諸国、エジプト、キューバ)、棄権10 (中華民国、英国、ユーゴスラビア等)。

⁶⁴ 例えば、1974年の総会決議 A/RES/3210(XXIX)、「パレスチナ解放機構の招請 (Invitation to the Palestine Liberation Organization)」。提案国は72カ国。投票結果は賛成105 (中華民国)、反対4 (米国、イスラエル等)、棄権20 (西欧諸国)。

⁶⁵ 例えば、1962年の総会決議 A/RES/1761(XVII)、「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策 (The policies of apartheid of the Government of the Republic of South Africa)」。提案国はアフリカ諸国を中心とする34カ国。投票結果は賛成67 (中華民国)、反対16 (米国、英国、フランス、ポルトガルを含む西側諸国、日本、南アフリカ)、棄権23 (西欧諸国、中南米・カリブ諸国)。

⁶⁶ 例えば、1962年の総会決議 A/RES/1807(XVII)、「ポルトガルの施政下にある地域 (Territories under Portuguese administration)」。提案国はアフリカ諸国を中心とする44カ国。投票結果は賛成82 (中華民国)、反対7 (米国、英国、フランス、ポルトガル等)、棄権13 (西欧)。

総会に積極的に関わるか否かを示す指数である提案回数においては、これらの諸国と同様の傾向を示していた。

3-2. 中華民国が反対した決議

1960年代を通じて、中華民国は、総会において決議案の投票に際して反対票を投じることに抑制的であった。この期間に中華民国が反対票を投じた決議は7つであった（表22）。決議の内容や背景についても説明は省略するが、中華民国が反対したすべての決議に対して、米国も反対票を投じている。また、中華民国は、投票に際しての投票理由の説明もほとんどおこなわなかった。

〔表22〕 中華民国が反対票を投じた総会決議（1961-71年）

採択日	決議番号	決議名	投票結果	決議案 一次 提案国	中 華 民 国	フ ラ ン ス	ソ 連	英 国	米 国	日 本	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ア	ユ ー ロ プ コ ン ス ラ ビ ア
1961/11/6	A/RES/1648 (XVI)	核実験の停止	71-20-8	インドやアフリカ 諸国等6カ国	×	×	×	×	×	○	●	○	◎
1961/11/24	A/RES/1653 (XVI)	核兵器・核融合兵器 の使用禁止宣言	55-20-26	インドネシアや アフリカ諸国等12カ国	×	×	○	×	×	○	○	●	○
1965/12/20	A/RES/2113 B (XX)	南アの委任状に対し 措置をとらない	53-42-9	アフリカ諸国35カ国	×	×	○	×	×	×	○	—	○
1966/12/19	A/RES/2220 (XXI)	あらゆる局面における PKOの包括的検討	56-36-25	アフガン、シリア、イエメン、 ヨルダン、ユーゴ、 アフリカ諸国等18カ国	×	○	○	×	×	×	●	○	●
1967/12/19	A/RES/2348 (XXII)	ババア・ニューギニア 信託地域の問題	85-16-18	リベリア	×	△	○	×	×	△	○	○	○
1968/12/21	A/RES/2474 A (XXIII)	国連と異なる分担率 の機関へ同調を要請	110-10-0	印パ、中米、 アフリカ諸国等11カ国	×	○	×	○	×	○	●	○	○
1968/12/21	A/RES/2479 (XXIII)	総会・安保理作業用語への ロシア語組み入れ	81-17-24	ソ連	×	○	●	×	×	×	○	○	○

●：一次提案国かつ賛成、◎：二次提案国かつ賛成、○：賛成、×：反対、△：棄権

結語.

1971年10月25日に採択された総会決議第二七五八号は、「アルバニア決議」とも呼ばれる。当時中華人民共和国と友好関係にあり、決議採択に重要な役割を果たしたアルバニアの名をとってのことだが、同決議の提案

国となったのはアルバニアを含めた 23 カ国であり、そのほぼ半数の 11 カ国を占めたのがアフリカ諸国であった⁶⁷。当時中華人民共和国の影響を強く受けていたビルマを除くと、社会主義国家でありながらソ連とはそれぞれ一定の距離をとり非同盟運動にコミットしていたアルバニア、キューバやユーゴスラビア、中華人民共和国と中華民国によって覇権が争われた東アジア地域から比較的遠隔に位置するアフリカや中東地域の国連加盟国が多く名を連ねていることが見て取れるだろう。

決議第二七五八号が採択された総会第 1976 回会議は、ニューヨークの国連総会議場でその日の午後 3 時から開始され、総会としては異例に遅い午後 11 時 25 分に終了した。アルバニア決議案が目指す中国代表権の交代とは、中華民国という国連の設立当初からのメンバーでありかつ安保理常任理事国の「追放」という前例のない事態であることを意味した。そして、アルバニア決議案に先んじて米国や日本等が主導したいわゆる「追放反対・重要問題決議案⁶⁸」の投票が行われている。この問題を、国連憲章に規定される「重要事項⁶⁹」とすることでアルバニア決議案の採択を妨げようという狙いであったが、例年採択されてきた追放反対・重要問題決議案は、この年初めて賛成 55、反対 59、棄権 15 という票数で否決される。潮目の変化を読んだ国々は、直後に投票が行われたアルバニア案に対して雪崩を打って賛成票を投じることとなった（表 23～25）。

⁶⁷ A/L.630 and Corr.1 and Add.1,2. 総会決議第二七五八号の提案国となったのは、社会主義国家のアルバニア、キューバ、ルーマニア、ユーゴスラビア、東南・南アジアのビルマ、セイロン、ネパール、パキスタン、中東のイラク、民主イエメン、シリア、イエメン、アフリカのアルジェリア、コンゴ、赤道ギニア、ギニア、マリ、モーリタニア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、ザンビア。なお、国名はすべて当時のものである。

⁶⁸ 決議案 A/L.632 and Add.1,2. 「第 1 節 国連第 26 回総会における政治問題（第 4 章 国際連合における活動とその他の国際協力）」（日本国外務省、『わが外交の近況』、昭和 47 年版（第 16 号））。(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1972/s47-2-4-1.htm>)

⁶⁹ 国連憲章第 18 条第 2 項。

〔表 23〕 アジア・アフリカ諸国の「追放反対・重要問題決議案」に対する投票行動⁷⁰

賛成	[東アジア] 中華民国、*日本 [東南アジア] インドネシア、クメール共和国、*フィリピン、*タイ [太平洋] *フィジー [中東] バーレーン、ヨルダン、レバノン、サウジアラビア [アフリカ] 中央アフリカ、チャド、コンゴ民主、ダホメー、ガボン、*ガンビア、ガーナ、アイボリーコースト、*レソト、*リベリア、マダガスカル、マラウィ、*モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、南アフリカ、*スワジランド、上ボルタ
反対	[東アジア] モンゴル [東南アジア] ビルマ、マレーシア、シンガポール [南アジア] アフガニスタン、ブータン、セイロン、インド、ネパール、パキスタン [中東] イラク、クウェート、イエメン人民民主、シリア、イエメン [アフリカ] アルジェリア、ブルンジ、カメルーン、エジプト、赤道ギニア、エチオピア、ギニア、ケニア、リビア、マリ、モーリタニア、ナイジェリア、コンゴ人民、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、ウガンダ、タンザニア、ザンビア
棄権	[東南アジア] ラオス [中東] イラン、カタール [アフリカ] ボツワナ、モロッコ、セネガル、トーゴ、チュニジア

※国名の前の「*」は、追放反対・重要問題決議案の提案国であることを示す。

〔表 24〕 アジア・アフリカ諸国の「アルバニア案」に対する投票行動⁷¹

賛成	[東アジア] モンゴル [東南アジア] <u>ビルマ</u> 、ラオス、マレーシア、シンガポール、 [南アジア] アフガニスタン、ブータン、 <u>セイロン</u> 、インド、 <u>ネパール</u> 、 <u>パキスタン</u> [中東] イラン、 <u>イラク</u> 、クウェート、 <u>イエメン人民民主</u> 、 <u>シリア</u> 、 <u>イエメン</u> [アフリカ] <u>アルジェリア</u> 、ボツワナ、ブルンジ、カメルーン、エジプト、 <u>赤道ギニア</u> 、エチオピア、ガーナ、 <u>ギニア</u> 、ケニア、リビア、 <u>マリ</u> 、 <u>モーリタニア</u> 、モロッコ、ナイジェリア、 <u>コンゴ人民</u> 、ルワンダ、セネガル、 <u>シエラレオネ</u> 、 <u>ソマリア</u> 、 <u>スーダン</u> 、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、 <u>タンザニア</u> 、 <u>ザンビア</u>
反対	[東アジア] *日本 [東南アジア] クメール共和国、*フィリピン [中東] サウジアラビア [アフリカ] 中央アフリカ、チャド、コンゴ民主、ダホメー、ガボン、*ガンビア、アイボリーコースト、*レソト、*リベリア、マダガスカル、マラウィ、ニジェール、南アフリカ、*スワジランド、上ボルタ
棄権	[東南アジア] インドネシア、*タイ [太平洋] *フィジー [中東] ヨルダン、レバノン、カタール、バーレーン [アフリカ] *モーリシャス

※四角で囲った国名はアルバニア案の、国名の前の「*」は追放反対・重要問題決議案の提案国であることを示す。

⁷⁰ 総会議事録 A/PV.1976, Para.388. より作成。

⁷¹ 総会議事録 A/PV.1976, Para.477. より作成。

〔表 25〕「追放反対・重要問題決議案」と「アルバニア決議案」で態度変更した国々

投票行動	国名
「重要事項」賛成⇒「アルバニア」賛成	ガーナ、ルワンダ
「重要事項」賛成⇒「アルバニア」投票不参加	中華民国 ⁷²
「重要事項」賛成⇒「アルバニア」棄権	バーレーン、*フィジー、インドネシア、ヨルダン、レバノン、*モーリシャス、*タイ
「重要事項」棄権⇒「アルバニア」賛成	ボツワナ、イラン、ラオス、モロッコ、セネガル、トーゴ、チュニジア

※国名の前の「*」は、追放反対・重要問題決議案の提案国であることを示す。

追放反対・重要問題決議案が初めて否決されたことで、20年以上にわたって国連で論争の対象となってきた中国代表権問題が間もなく「決着」することを予期した中華民国の代表は、「決議案 A/L.632 and Add.1 and 2 (※[筆者註]重要問題案)の否決は、加盟国の追放決定という著しい憲章違反である。(議場の)ホールに充満する、殺気立った不合理な雰囲気を目の当たりにし、中華民国代表団はこの先おこなわれる議決に参加しないことを決定した⁷³」と述べ、アルバニア決議案の投票開始前に総会議場から退場する。ただし、中華民国に対する逆風は総会でのみ吹き荒れたわけではなかった。

大国としての資格を欠いていた中華民国にとって、国連における唯一の権力の源泉であったのが安保理常任理事国としての地位であった。しかし、中国代表権問題の「決着」に対する期待の高まり、そしてアフリカ諸国に対する安保理議席の拡大が相まって、1966年以降安保理の議席にも中国代表権の「決着」を求める理事国が座ることとなる(第1章の3)。

「国連は、国連憲章違反に直面しており、その義務を果たすことができず麻痺している。その普遍性は損なわれており…(中略)…全人類の4分の1を構成する人々の権利の回復が妨げられ、特定の国が抽象的な法的根拠によって、この国際機構の加盟国としての資格を拒否されている」、「中華人民共和国とベトナム民主共和国が組織のメンバーでない限

⁷² 中華民国は、アルバニア決議案の投票前に、投票に参加しない旨を演説し、総会議場を退場した。A/PV.1976, Paras.474-476.

⁷³ A/PV.1976, para.474.

り、どのようにして国連はベトナム問題の解決に向けた効果的貢献をすることができるのであろうか⁷⁴」（マリの総会一般演説、1966年10月14日）。

「中国ほどの強大な国を、国連憲章に則って国際問題に参加させないのであれば、我々の構築しようとする平和と核軍縮は馬鹿げたものとなる⁷⁵」

（ザンビアの総会一般演説、1969年9月23日）。「偉大なる中国の人々の代表がこの場所に合法的な地位を有することを拒絶されている。これ以上の恥すべき異例の事態は他に存在し得るだろうか⁷⁶」（アルジェリアの総会一般演説、1969年10月8日）。

マリ、ザンビアとアルジェリアは、総会決議第二七五八号の提案国であり、中華人民共和国寄りの演説をおこなうことは不思議ではなかった。一方、決議第二七五八号の提案国にならなかった安保理理事国も、総会の一般演説の場で中国代表権問題に言及するようになる。それらは、中華人民共和国の招請を拒絶する内容ではなく、中華人民共和国の招請をこれ以上先延ばしにすることは不自然であるという認識に立っていた⁷⁷。

1966年から71年の間に安保理理事国をつとめたアフリカ諸国は、決議第二七五八号の提案国になったか否かの差はあるものの、米国・日本が主導した追放反対・重要問題決議案に対して、68年と69年の理事国で棄権をしたセネガルを除くすべての加盟国が反対した（表23）。そして、アルバニア決議案に対してはすべての国が賛成した。少なくとも66年以降のアフリカ出身の安保理理事国の間では、中華人民共和国の国連招請に向けた雰囲気醸成・共有されていたと言えるだろう。

1960年代の国連においては、従来の「自由主義の拡大（西側諸国）」や「国際的共産主義運動（東側諸国）」といった理念に加えて、非同盟諸国が主

⁷⁴ A/PV.1443, para.99.

⁷⁵ A/PV.1762, paras.51-52.

⁷⁶ A/PV.1784, paras.254-255.

⁷⁷ 例えば、1966年9月28日におこなわれたウガンダの総会一般演説（A/PV.1421, para.141.）や71年10月13日のブルンジの総会一般演説（A/PV.1965, paras.50-57.）。

導する「反帝国主義」や「反植民地主義」といった理念が登場しそれらがせめぎ合うことになった。60年代以降、途上国を中心とした非同盟諸国の加盟国が増加し、その影響力を増大させることとなる。

1960年代国連における中華民国の姿勢は、総会と安保理の区別なく消極的なものであった。中華民国が新規加盟問題の提案国になることはなく、若干の例外はあるものの（アルジェリア加盟問題）、安保理における加盟問題の審議段階においても消極的姿勢に終始した（第1章）。安保理において決議案を提案することはなく、65年までは米国等の西側諸国の一員として振舞った（第2章の1）。66年の安保理拡大以降は、非同盟諸国の理事国寄りの投票行動をとるケースが増加するが、非同盟諸国よりも中華民国支持国に配慮を示したようにみなし得るケース（第2章の3）や、非同盟諸国が主導するものの共産主義諸国の影響がある問題に関しては反共にプライオリティを置いたとみなし得るケース（第2章の4）が存在した。そして、安保理における議論を主導したとはみなし難く、従属的な対応に終始したといつてよい。また、非同盟諸国の影響力が増大した総会においては、概ね非同盟諸国と同様の投票行動をとったものの、決議案を提案することはほとんどなく、議論に積極的に関わることはなかった（第3章）。

当時の中華民国の国是であった「大陸反攻」は、国連において他国からの支持を得て、さらに他国との連帯に繋がる理念ではなかった。また、中華人民共和国に対抗するために華米相互防衛条約（1954年12月2日調印）を通じた対米関係の堅持と「反共」を重視した中華民国であったが、それ故に、非同盟諸国が掲げる理念にコミットすることはできなかった。60年代の中華民国は、当時、非同盟諸国運動に強く影響されていたアジア地域の一員としての立場と、非同盟諸国が支持する中華人民共和国への対抗という深刻なジレンマに立たされ、ついにそれを解決するためのロジックを見出すことができなかったといえるだろう。

当時の国際政治の上部構造であった東西陣営の対立によるグローバル冷戦体制における西側陣営の一員でありながらも、それを貫き通すことがで

きずに、中間構造としての非同盟運動に対しても配慮せざるを得なかった中華民国の国力は、大国であることが要件である安保理常任理事国としての資格を欠いているとみなされた。そして、非同盟運動の目標のひとつが、能力と適性を欠く中華民国に代わって、安保理の常任理事国議席に非同盟諸国の代表として中華人民共和国を送り込むことになった。

「追放反対・重要問題決議案」と「アルバニア決議案」とで投票行動を変化させたアジア、アフリカ地域の加盟国の中で、アルバニア決議案に対して「不利」になる行動をとった国はなかった。ただし、東南アジア地域の態度を変更した加盟国とサブサハラアフリカ地域の加盟国とでは、中国代表権問題に対する「理解」が根本的に異なっていたと言ってよい。

追放反対・重要問題決議案とアルバニア決議案という相容れない内容をもつ両決議案に賛成票を投じたガーナは次のように述べた。「ガーナは長年にわたって…（中略）…普遍性の観点から、中華人民共和国とその安全保障理事会と総会における権利を認めてきた」、「2つの勢力は共に…『1つの国家（one nation）である』と主張してきたが」、「両者間で合意に達するような平和的方法を見出さねばならない」。「したがってガーナは、決議案 A/L.632 and Add.1 and 2（※[筆者註]重要問題決議案）にプライオリティを置いて賛成票を投じる。そして同時に、『台湾の追放（expel Taiwan）』という箇所留保した上で A/L.630 and Add.1 and 2（※[筆者註]アルバニア決議案）にも賛成する」⁷⁸。ガーナと同じ投票行動をとったルワンダも同様の意見を述べた⁷⁹。一方で、中華人民共和国と中華民国が分断国家であること、つまり互いに対立相手を国家とは認めない状態であることをより理解していた東南アジア諸国（インドネシア、ラオス、タイ）や中東・北アフリカのアラブ諸国（イラン、ヨルダン、モロッコやチュニジア等）は一切投票理由の説明を行わずに投票行動を変更した。

⁷⁸ A/PV.1976, paras.327-332.

⁷⁹ A/PV.1976, paras.270-281.

現在、中華人民共和国の対アフリカ外交が活発に展開されている。中華人民共和国の近年の経済発展を背景としてさらなる活発化が予想されるが、中国代表権問題に対する理解が「浅い」アフリカ諸国と中華人民共和国の外交関係を検証する研究が十分になされているとは言い難い。また、非同盟諸国の代表として国連の中枢に送り込まれた中華人民共和国であるが、国連における外交政策の実態を検証する研究も少数の例外⁸⁰を除いてまだ多くはない。より活発な研究が求められるであろう。

⁸⁰ 河辺一郎「一九七〇年代の国連における中国の行動について」(愛知大学現代中国学会『中国21』創刊号、1997年9月)。